

パブリック・コメント手続（意見募集）

みどりの基本条例の改正について

意見募集期間

令和7年（2025年）

10月10日（金）～10月31日（金）

お問い合わせ先：建設部自然環境・河川課

電話 046-822-8331（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

はじめに

みどりの基本条例は、本市の「みどり」に関する基本的事項を定め、「みどりに対する基本的姿勢」を示した条例です。

かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和した「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、平成23年4月に制定しました。

本条例では、第24条において、条例の運用状況、実施効果等を勘案し、条例制定後6年以内に、以降5年以内ごとに見直しを行うことを規定しています。そこで、令和3年に実施した前回の条例改正以降に生じた、みどりを取り巻く社会状況の変化や関連法令の改正等に対応するため、検討を重ねた結果、以下の概要のとおり条例の改正を行います。

この度のパブリック・コメント手続は、条例改正について、市民の皆様からのご意見をいただくものです。

【目次】

◇ みどりの基本条例の改正内容の要点及び概要について	2
1 基本理念	
2 みどりの基本計画の策定	
3 みどりの量及び質の確保	
4 施行日	
◇ みどりの基本条例（現行条例抜粋）	3
◇ 意見の提出方法	4

みどりの基本条例の改正内容の要点及び概要について

1 基本理念

(第4条関係)

みどりの保全・創出にあたって掲げる基本理念について、みどりは生物多様性の基盤となる旨を追記します。

【説明】

基本理念に生物多様性について明記することで、みどりの機能の一つに生物多様性の確保があることを明確にします。

2 みどりの基本計画の策定

(第9条関係)

みどりの基本計画の策定にあたっては、生物多様性地域戦略とも整合を図ることを追記します。

【説明】

みどりの保全・創出と生物多様性の確保は密接に関係することから、みどりの基本計画の策定にあたっては、生物多様性地域戦略とも整合を図ります。

3 みどりの量及び質の確保

(第12条関係)

みどりの質の向上に生物多様性の確保を追記します。

【説明】

みどりの機能の一つに生物多様性の確保が挙げられることから、みどりの質について、生物多様性の確保を追記することで、生物多様性の保全機能についても向上するよう努めることを明記します。

4 施行日

令和8年4月1日

みどりの基本条例（現行条例抜粋）

（基本理念）

第4条 みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来にわたって継承すべきものとの認識に立つこと。
- (2) みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。
- (3) 市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。
- (4) 土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

（みどりの基本計画の策定）

第9条 市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第4項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

- (1) 環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第9条第1項に規定する横須賀市環境基本計画
- (2) その他本市のみどりに関する基本的な計画

（みどりの量及び質の確保）

第12条 市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

（この条例の見直し）

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年（2025年）10月10日（金）から10月31日（金）まで

2 宛 先 建設部自然環境・河川課

3 提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、案件名を明記の上、日本語で記述してください。

(2) 住所および氏名を明記してください。なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・市内在勤の場合 勤務先名・所在地
- ・市内在学の場合 学校名・所在地
- ・本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
- ・本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

- ・直接持ち込み 建設部自然環境・河川課
(横須賀市役所2号館6階11番窓口)
市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
各行政センター
- ・郵 送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所
建設部自然環境・河川課（みどり政策担当）
- ・ファクシミリ 046-821-1523
- ・電子メール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。